

# 一般社団法人埼玉県病院薬剤師会定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人埼玉県病院薬剤師会と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を埼玉県さいたま市に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、病院、診療所、介護保険施設に籍を有する薬剤師の倫理および学術水準を高め、質の高い薬物療法の確保を図ることにより、県民の健康及び福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 生涯研修に関する事項
- (2) 各種認定に関する事項
- (3) 薬学教育の向上に関する事項
- (4) 医療安全及び医薬品の適正使用に関する事項
- (5) 県民の健康及び福祉の増進に関する事項
- (6) 関係諸団体との連携及び協力に関する事項
- (7) 学術大会、講演会及び研修会の開催等に関する事項
- (8) 機関誌その他の刊行物の発行に関する事項
- (9) 調査研究に関する事項
- (10) 会員の労働環境の整備及び福利厚生に関する事項
- (11) その他本会の目的を達成するために必要な事項

2 前項の事項は、埼玉県内において行うものとする。

## 第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 本会に次の会員を置く

- (1) 正会員 埼玉県内の病院、診療所、介護保険施設に籍を有し、本会の目的及び事業に賛同する薬剤師
- (2) 特別会員 正会員以外の薬剤師で、本会の目的及び事業に賛同する個人

- (3) 名誉会員 本会の事業又は薬学の発展に顕著な功績のあった者で理事会の推薦により総会の同意を得たもの
  - (4) 賛助会員 本会の目的に賛同し、事業を支援する個人又は団体
- 2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(会員資格の取得)

第6条 本会に入会しようとする者は、理事会の定めるところにより申し込みをし、その承認を得なければならない。

(会費等の負担)

第7条 本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員、特別会員及び賛助会員は、会員になったとき及び毎年、会員は、総会において別に定める額を会費および負担金として支払う義務を負う。

- 2 名誉会員は、会費の納入を要しない。
- 3 会費及び負担金の額並びに徴収方法は総会が定める。
- 4 既納の会費及び負担金は理由の如何を問わずこれを返還しない。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があったとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 当該会員が死亡し、又は解散したとき
- (2) 総正会員が同意したとき
- (3) 賛助会員が消滅又は死亡したとき
- (4) 第7条の支払い義務を2年以上履行しなかったとき

## 第4章 総会

### (構成等)

第11条 総会は、正会員を持って構成する。

- 2 総会を一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。
- 3 総会は通常総会及び臨時総会とする。

### (権限)

第12条 総会は次に掲げる事項及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に定める事項を決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 名誉会員の選任
- (5) 事業報告及び貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) 理事会が付議した事項
- (9) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

### (開催)

第13条 総会は、5月に通常総会を開催し、翌年3月に臨時総会を開催する。

### (招集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 正会員の5分の1以上から、総会の目的である事項及び招集の理由を示して総会の招集を会長に対し請求することができる。

### (議長)

第15条 総会の議長は、その総会において、出席した会員のうちから選任する。

### (議決権)

第16条 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

### (定足数)

第17条 総会は、構成員の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第 18 条 総会の決議は、会議に出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決する。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は会員の過半数以上であって、かつ総会の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(1) 監事の解任

(2) 会員の除名

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法律で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 20 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第 19 条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には議長及び議長が指名した出席理事 2 名が記名押印をしなければならない。

## 第 5 章 役員

(役員の設定)

第 20 条 本会に、次の役員を置く。

(1) 理事 15 人以上 20 人以内

(2) 監事 2 人

2 理事のうち、1 人を会長、2 人以上 3 人以内を副会長とする。

3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副会長をもって同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第 21 条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事及び監事の候補者の選出を行うために必要な事項は、別に定める。

3 会長、副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第 22 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を

執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行し、副会長は、理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。
- 3 会長、副会長は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第24条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結のときまでとする。ただし再任を妨げない。

- 2 補充により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 監事任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結のときまでとする。ただし再任を妨げない。
- 4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 理事及び監事は総会の決議により、解任することができる。

(役員報酬)

第26条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(顧問及び名誉会員)

第27条 本会に、顧問及び名誉会員を置くことができる。

- 2 顧問は理事会の同意を得て会長が委嘱する。
- 3 顧問は会の運営に関し、会長のもとに応じ、随時意見を述べるすることができる。その期間は委嘱した会長の在任期間とする。
- 4 顧問の報酬は、無償とする。

5 名誉会員は理事会の推薦と総会の同意を経て会長が委嘱する。

## 第6章 理事会

(構成)

第28条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。
- 3 監事は理事会に出席して意見を述べることができる。

(権限)

第29条 理事会は次に掲げる事項及び法人法に定める職務を行う。

- (1) 本会の職務執行の決定
- (2) 理事の職務執行の監督
- (3) 会長、副会長の選定及び解職
- (4) その他重要な会務の決定

(招集)

第30条 理事会は会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるとき、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第31条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとする。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は前項の議事録に記名押印する。

## 第7章 部会及び委員会

(構成)

第34条 本会に理事会の決議により部会及び委員会を置くことができる。

- 2 部会及び委員会は、総会及び理事会の権限を侵すものではないものとする。

3 部会及び委員会に関する必要な事項は理事会が定める。

(事務局)

第 35 条 本会の事務を処理するために、本会に事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局長その他の職員は、会長が任免する。
- 4 事務局長その他の職員は、会長の命を受けて本会の職務に従事する。

## 第 8 章 会計

(事業年度)

第 36 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(剰余金)

第 37 条 各事業年度において、剰余金が生じたときは分配を行わず、翌事業年度に繰り越すものとする。

(事業計画及び収支予算)

第 38 条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、理事会の決議を経て、その事業年度開始前日までに総会の承認を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする、

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ、収入支出することができる。
- 3 前項に基づく収入支出は、新たに成立した本予算に基づく収入支出とみなす。
- 4 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第 39 条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後 3 カ月以内に、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、通常総会に提出し第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

## 第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第40条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第41条 本会は総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第42条 本会が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第10章 雑則

(公告の方法)

第43条 本会の公告は、本会のホームページ及び埼病薬誌に掲示する方法により行う。

(細則)

第44条 この定款に定めるものの他、本会の運営に必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第37条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。